

園原の里景観形成住民協定

(名 称)

第1条 この名称は“園原の里景観形成住民協定”(以下「協定」という。)とする。

(目 的)

第2条 この協定は園原の里の歴史的文化遺産と恵まれた自然を大切にし、美しく住み良い地域にするための景観形成に関し、協定者の責務を明らかにすると共に行為の指導等を行い、魅力ある地域づくりを推進することを目的とする。

(協定区域)

第3条 協定の区域は別記区域図による。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者並びに建物の所有者及び賃借人等のおおむね3分の2以上の合意により締結する。(以下、協定を締結した者を協定者という。)

(協定の変更及び廃止)

第5条 この協定を変更もしくは廃止しようとするときは、協定者の3分の2以上の同意がなければならない。

(協定の遵守)

第6条 協定者はこの協定を遵守すること。

(協定の運営)

第7条 この協定の円滑なる運営をはかるため園原の里景観形成住民協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は協定者により構成する。

3. 役員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員会に、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名
委員	7名

5. 役員会には顧問を置くことができる。

6. 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。また、副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時はその職務を代行する。

7. 役員会は委員長が招集する。

8. 委員会の運営に経費が生じた場合の負担については、協定者の同意を得て委員会が定めるものとする。

(協定事項)

第8条 協定の目的を達成するために、別表「園原の里景観形成基準」(以下「基準」という。)に掲げる事項を定める。

(行為の届出)

第9条 協定区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、その内容を委員会に届け出なければならない。

- (1) 屋外広告物の設置
- (2) 建築物等の新築、改築、移転、撤去又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更
- (3) 宅地の造成その他土地の形状変更
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (5) 景観形成上重要な立木(山林、古木、大木等)の伐採
- (6) 自動販売機の設置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、周囲の景観を損うおそれのある行為

(委員会の審議)

第10条 委員会は、前条の規定による届け出のあったときは、その内容が基準と適合しているかを審議し、当該届け出者に対し必要な処置を講ずる。

(委員会の指導)

第11条 委員会は第8条の景観形成に関する事項を実行しない協定者に対して、魅力ある地域づくり推進のため必要な範囲において、指導または助言を行うことができる。

(美化、修景事業の義務)

第12条 協定者は、次の事項について美化、修景事業の義務をおう。

- (1) 道路沿いのゴミ、空き缶拾いの実施
- (2) 下水・側溝等の清掃
- (3) 道路及び河川沿いの草刈り清掃
- (4) 景観保全のため、荒廃地を発生させない、不法投棄をしない
- (5) 荒廃地の整備等、修景事業を行う
- (6) 建築物等の所有者は、使用、未使用にかかわらず定期的な維持管理を行う

- (7) 維持管理継続が不可能な建物、又は、既に廃屋となり景観に影響を与える建物は、所有者に撤去の指導をする。

(緑化義務)

第13条 協定者は、次の事項について緑化の義務をおう。

- (1) 家屋周辺に、できる範囲の草花、樹木を植え管理する
- (2) 景観を損ねる物置、小屋等は樹木等で覆うよう努める
- (3) 植樹を定期的に行うよう努める

(環境保全義務)

第14条 協定者は、次の事項について環境保全の義務をおう。

- (1) 史跡・神社・祠・石碑等歴史景観の保全に努める
- (2) 河川の清流を守り、イワナやあまごが繁殖できるように努める
- (3) 河川で子供が川遊びできる環境作りに努める
- (4) 用水路へ生活污水が流入しないよう努める
- (5) 高山植物・山野草・樹木・山菜・きのこ等の保護に努める

(協定の継承)

第15条 この協定は、協定者が土地等の所有権を譲渡した時に、新所有権者が協定者となるよう努力します。

2. 協定の締結された日以降において、協定区域内の土地並びに建物の所有者及び賃借権者になった者に対しても協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結させた日から満10年間とし、期間満了前1ヶ月までに、廃止の処置がとられない時は、さらに10年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とする。

(その他)

第17条 協定に規定するものの他、協定の実施に関して必要な事項については、委員会にゆだねるものとする。

付 則

(協定の発効)

この協定は 平成11年7月2日から成立する。

別 表

景観形成基準

〔建築物等に関する基準〕

- (1) 外 観 勾配山形屋根を基本とし和風造りが表現できるものとする。
- (2) 色 彩 建築物の外壁及び屋根の色は、刺激色、原色を避け、落ち着いた色とする。
- (3) 階 数 3階建以内とする。(地下は除く)
- (4) 高 さ 12m以内とする。
- (5) 占有面積 敷地面積と建築面積の割合は以下の基準とする。
100分の50
- (6) 道路からの
後退距離 進入道路からの壁面後退は2m以上とする。

〔広告物等に関する基準〕

- (1) 大 き さ 建築物から独立して設置する広告物等の高さは5m以下とし表示面積は5m以内とする。また、出来る限り支柱を共用し集合看板とする。
- (2) 位 置 設置位置は景観及び交通の支障とならない場所とする。
- (3) 色・形状 建築物や周辺の景観に調和させる。
ネオン・原色・蛍光色は避け、支柱は茶系とする。
- (4) 材 質 地区のイメージに合い、かつ耐食性があるものとする。

〔自動販売機に関する基準〕

- (1) 自動販売機は建物に隣接した場所に設置することとし、単独で野外に設置しない。やむを得ないと認められる場合は遮蔽物をもうける。
遮蔽物の外観・色彩等については周辺の景観と調和させる。
- (2) 景観・環境を阻害するような物品(成人向けビデオ・書籍等)の販売機は設置しない。

〔土木構造物等に関する基準〕

- (1) 宅地等造成は、その周辺景観をそこなわないよう修景工事を要請する。
- (2) 擁壁・橋梁等の土木構造物・電柱等の建造物は、景観にあった形状・色彩とするように要請する。
- (3) 道路工事後は、道路及びその周辺の植栽等による修景に努めるよう要請する。

〔屋外における物品の集積又は貯蔵に関する基準〕

景観形成に支障を及ぼさない場所、規模及び物品類とし、風雨に影響されないよう処理し、できるかぎり植栽等により遮蔽するように努める。

〔立木、植林等に関する基準〕

- (1) 立木の伐採については、道路工事、河川保全等に関連する範囲とする。
- (2) 林業における植林については基準外とする。

智里西地区景観形成協定区域図

